

品川区私立幼稚園等施設等利用費支給要綱

制定 令和元年 9 月 25 日 区長決定 要綱第 304 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 11 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園等を利用する小学校就学前子どもの保護者に対し、特定子ども・子育て支援施設等利用費（以下「利用費」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法および子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例のほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 幼児

当該年度の 4 月 1 日以後において、品川区の住民基本台帳に記載されている満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学校教育法第 18 条の規定により就学義務を猶予または免除された保護者の子を含む。）をいう。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 各号に掲げる者、その他区長が認める者については、公的機関が発行する居住を証する証書等の確認をもって、住民基本台帳に記載されているものとみなす。

(2) 保護者

幼児と同一の世帯に属する者または幼児が入所している養護施設の長であって、当該幼児を私立幼稚園等に入園させ、入園料および保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(3) 施設等利用給付認定子ども

法第 30 条の 4 第各号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第 30 条の 5 第 1 項に定める認定を受けた幼児をいう。

(4) 幼稚園等

法第 7 条第 10 項第 1 号に規定する認定こども園、同項第 2 号に規定する幼稚園または同項第 3 号に規定する特別支援学校であって、法第 30 条の 11 第 1 項の確認を受け、かつ、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により特定子ども・子育て支援を提供する施設または事業としての公示

が行われているものをいう。

(支給対象者)

第3条 利用費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、品川区施設等利用給付認定事務取扱要綱（令和元年要綱第263号）第4条第1項の規定により施設等利用給付認定を受け、幼稚園等を利用した幼児の保護者とする。

(支給額)

第4条 区長は、幼稚園等に在園する幼児の保護者に対し、法第30条の11の規定に基づき、利用費を支給する。

2 前項の利用費の支給上限月額、令第15条の6第1項、第2項および第4項の規定に基づき、幼児の認定の区分ごとに次のとおりとする。

区 分		支給上限月額
施設等利用給付 認定子ども（1号）	法第7条第10項第1号から3号 までに掲げる事業	25,700円
施設等利用給付 認定子ども（2号）	法第7条第10項第1号から3号 までに掲げる事業	25,700円
	法第7条第10項第4号から第8 号までに掲げる事業	11,300円
施設等利用給付 認定子ども（3号）	法第7条第10項第1号から3号 までに掲げる事業	25,700円
	法第7条第10項第4号から第8 号までに掲げる事業	16,300円

3 国が設置する幼稚園または特別支援学校にあっては、利用費の支給上限月額は、施行規則第28条の17に基づき、施設の区分ごとに次のとおりとする。

施設区分	支給上限月額
幼稚園	8,700円
特別支援学校	400円

4 区長は、当該年度において幼稚園等に在園する幼児の保護者が入園料を幼稚園等に支払っている場合にあっては、第1項の規定に基づき利用費を支給するに当たり、支給上限月額が月額の保育料を上回るときは、支給上限月額から月額の保育料を減じて得た額の範囲内において、入園料を12で除して得た額（幼児が年度の途中で入園または退園する場合にあっては、

当該幼児が年度の４月１日以後に在籍していた月数で除して得た額）を利用費に加えることができる。

（利用費の請求）

第５条 利用費の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、法第７条第１０項第１号から３号までに掲げる事業については品川区私立幼稚園等施設等利用費請求書（第１号様式）、法第７条第１０項第４号から第８号までに掲げる事業については、品川区私立幼稚園等施設等利用費請求書（第２号様式）を当該年度の３月３１日（この日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日とする。）までに区長に提出しなければならない。

- ２ 請求者は、法第７条第１０項第４号および第６号から第８号までに掲げる事業について、前項の規定による請求に当たっては、特定子ども・子育て支援提供者から交付される品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（第３号様式）および品川区特定子ども・子育て支援提供証明書（第４号様式）またはこれらに準ずる文書として区長が認めるものの写しをそれぞれ提出しなければならない。

（調査等）

第６条 区長は、前条第１項の規定による請求を受理するに当たり、請求者に対し、利用費の支給のための審査に必要な調査をすることができる。

- ２ 区長は、前項の調査に当たり、請求者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- ３ 区長は、利用費の支払いに関することを、幼児が在籍する幼稚園等に確認することができる。

（決定の通知）

第７条 区長は、第５条の規定による請求により、支給の可否について調査し、支給することと決定したときは、品川区私立幼稚園等施設等利用費支給決定通知書（第５号様式）により請求者に対し通知するものとする。

- ２ 前項の規定による調査の結果、請求が適当でないと認められる場合は、品川区私立幼稚園等施設等利用費不支給決定通知書（第６号様式）により請求者に通知する。

（支給の方法）

第 8 条 利用費の支給は、請求者が指定する口座に振込む方法により行う。

(変更届)

第 9 条 請求者は、第 5 条の規定による請求の内容に変更が生じた場合は、品川区私立幼稚園等施設等利用費請求変更届（第 7 号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

(支給の取消しおよび返還)

第 10 条 区長は、第 8 条の規定により利用費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該支給の全部または一部を取消すものとし、既に支給されている利用費については、期限を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、利用費の支給を受けたとき。
- (2) 支給の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、利用費の支給に関して必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日より適用する。

保育料	
-----	--

申請日 年 月 日

品川区長あて

年度 私立幼稚園等施設等利用費請求書
(私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費)

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項	
1. 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。	
2. 実際に利用していることを品川区が対象施設に確認すること。	
3. 利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。	
4. 課税状況を品川区が確認すること。	

1. 保護者(申請者兼請求者)

フリガナ				認定子どもとの続柄			
氏名				生年月日	年	月	日
現住所	〒 品川区						
	電話:			携帯電話:			
金融機関情報							
金融機関	金融機関コード			支店名	支店コード		
	銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所		
預金種目	普通	口座番号					
口座名義(保護者のものに限る。) ※通帳記載のフリガナを記入							

2. 認定子ども

認定種別(法第30条の4)	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号		
フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名			年 月 日	年 月 日
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した		
上記で、「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記入		年 月 日		

3. 在籍する幼稚園等について記入

在籍する幼稚園等の名称			
今年度分の入園料を支払った場合に記入	入園年月日	(年 月 日)	
	入園料	(円)	
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況	☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	年 月 日		

4. 上記、在籍園の特定子ども・子育て支援に要した費用(月額保育料)および請求額について

在籍する幼稚園等からの提出される特定子ども・子育て支援提供証明書に記した額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額とし、月額上限額と比して小さい額を請求金額とします。

※ 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として計算されます。
(月額上限額: 25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

保育料	
-----	--

申請日 年 月 日

品川区長あて

年度 私立幼稚園等施設等利用費請求書 (幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費) 【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項
1. 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。 2. 実際に利用していることを品川区が対象施設に確認すること。 3. 利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。 4. 課税状況を品川区が確認すること。

1. 保護者（申請者兼請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
現住所	〒 品川区		
	電話：	携帯電話：	
金融機関情報			
金融機関	金融機関コード		支店コード
	銀行 信用金庫 信用組合		支店 出張所
預金種目	普通	口座番号	
口座名義（保護者のものに限る。） ※通帳記載のフリガナを記入			

2. 認定子ども

認定種別(法第30条の4)	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した	
上記で、「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記入		年 月 日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

<裏面も記入してください>

4. 上記、在籍園の特定子ども・子育て支援に要した費用（預かり保育利用料）および請求額について

在籍する幼稚園等からの提出される特定子ども・子育て支援提供証明書に記した額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額（預かり保育利用料）とします。

～ 以下、在籍園の預かり保育の実施状況により記載の要否が異なります。 ～

5. 上記、在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の給付を受けることができる場合※2 は記入

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の給付を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

①	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

6. 上記、認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援に要した費用を記入

利用年月	認可外保育施設等に支払った金額 ※3			特定子ども・子育て支援に 要した費用 (①+②+③の額)
	①	②	③	
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

※3 上記で記入した「施設に支払った金額」および「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

7. 特定子ども・子育て支援に要した費用に係る施設等利用費の請求について

上記4の金額および特定子ども・子育て支援提供証明書に記された額の合計額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額とし、支給上限月額※4 と比して小さい額を請求金額とします。

※4 支給上限月額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

年 月 日

品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

納入者 _____ 様

認定子ども _____ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ _____ 年 _____ 月分）として

設置者名称 _____

主たる事務所の
所在地 _____

代表者職氏名 _____ 印

施設・事業所
の名称 _____

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円（下記①の金額）
-------------------------	-----------

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

当該月分の利用料(保育料)として 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として 円

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外

品川区特定子ども・子育て支援提供証明書

【 年 月 分 】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄
	氏 名		

認定 子ども	フリガナ		法第30条の 4 の認定種別	
	氏 名		☐ 第 2 号	☐ 第 3 号

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した日	提 供 時 間 帯 ※ 1	費用※ 2
☐ 認可外保育施設	日 ～ 日	: ～ :	円
☐ 一時預かり事業	日 ～ 日	: ～ :	円
☐ 病児保育事業	日 ～ 日	: ～ :	円

※ 1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※ 2 費用は特定子ども・子育て支援利用料『品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証』の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	Ⓜ
施設・事業所の名称	

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様 (年 月 日生)

年度 私立幼稚園等施設等利用費支給決定通知書

さきに請求のありました施設等利用費につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	第1回	施設等利用費支給	4月～9月	円
	第2回	施設等利用費支給	10月～3月	円
	合計			円

交付決定金額				
今回振込額		円		
補助金判定基準		区民税所得割額	円	
		区民税均等割額	円	
		在園（在住）期間		
補助金振込指定口座	銀行名			
	支店名			
	口座種別		口座番号	
	口座名義			
交付の条件および 交付の時期				

【問い合わせ先】

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様 (年 月 日生)

品川区私立幼稚園等施設等利用費不支給決定通知書

品川区施設等利用費支給要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により施設等利用費を支給しないこととしたので通知します。

記

不支給の理由	
1	この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2	この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問い合わせ先】

保育料	
-----	--

申請日 年 月 日

品川区長あて

年度 私立幼稚園等施設等利用費請求変更届

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 1 第 1 項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項
1. 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。 2. 実際に利用していることを品川区が対象施設に確認すること。 3. 利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。 4. 課税状況を品川区が確認すること。

1. 保護者（申請者兼請求者）

フリガナ				認定子どもとの続柄			
氏 名				生年月日	年	月	日
現住所	〒 品川区						
	電話：			携帯電話：			
金融機関情報							
金融機関	金融機関コード			支店名	支店コード		
	銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所		
預金種目	普通	口座番号					
口座名義（保護者のものに限る。） ※通帳記載のフリガナを記入							

2. 認定子ども

認定種別(法第30条の4)	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号		
フリガナ				
氏 名			生年月日	年 月 日
年 月 日～ 年 月 日の間の住所			☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した	
上記で、「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記入			年 月 日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ			所在地	〒	
施設名称			(市外の場合のみ記入)	電話：	
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況			☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日		

<裏面も記入してください>

4. 上記、在籍園の特定子ども・子育て支援に要した費用（預かり保育利用料）および請求額について

在籍する幼稚園等からの提出される特定子ども・子育て支援提供証明書に記した額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額（預かり保育利用料）とします。

～ 以下、在籍園の預かり保育の実施状況により記載の要否が異なります。 ～

5. 上記、在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の給付を受けることができる場合※2 は記入

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の給付を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

①	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

6. 上記、認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援に要した費用を記入

利用年月	認可外保育施設等に支払った金額 ※3			特定子ども・子育て支援に 要した費用 (①+②+③の額)
	①	②	③	
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

※3 上記で記入した「施設に支払った金額」および「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

7. 特定子ども・子育て支援に要した費用に係る施設等利用費の請求について

上記4の金額および特定子ども・子育て支援提供証明書に記された額の合計額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額とし、支給上限月額※4 と比して小さい額を請求金額とします。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円がとなります。